解散命令公告

三重県公告

下記に掲げる農事組合法人は、その所在が不明であるため、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第95条の３第１項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

平成22年８月27日

三重県知事　野呂　昭彦

記

命令の要旨

農業協同組合法第95条の２第３号の規定に基づき解散を命ずる。

名称及び主たる事務所の所在地

農事組合法人四日市西部機械利用組合
三重県四日市市水沢野田町1244番地の１
農事組合法人朝日農産企業組合
三重県四日市市川原町19番６号
農事組合法人鵜川原仔豚センター
三重県三重郡菰野町大字川北1506番地
農事組合法人尾高牧場
三重県三重郡菰野町大字杉谷2271番地の14
農事組合法人切畑養蚕組合
三重県三重郡菰野町大字切畑305番地
農事組合法人八風牧場
三重県三重郡菰野町大字田光1805番地
農事組合法人ひかりの里
三重県亀山市能褒野町74番地の５
農事組合法人界外農産組合
三重県伊賀市川東1835番地
農事組合法人種生椎茸生産組合
三重県伊賀市高尾1322番地
農事組合法人下郡養豚組合
三重県伊賀市沖1087番地
農事組合法人川南椎茸生産組合
三重県伊賀市島ヶ原12220番地
農事組合法人治田農事実行組合
三重県伊賀市治田5168番地の１
農事組合法人伊賀ファーム
三重県伊賀市内保182番地の１
農事組合法人三重県果実農業協産組合
三重県名張市西原町2631番地の６
農事組合法人上野きのこ生産組合
三重県伊賀市守田町1247番地
農事組合法人古山花卉生産組合
三重県伊賀市安場2943番地
農事組合法人伊賀上野粗飼料生産組合
三重県伊賀市上之庄104番地
農事組合法人八幡町施設園芸組合
三重県伊賀市久米町283番地
農事組合法人三重県植木盆栽農業協産組合
三重県名張市桔梗が丘四番町一街区23番地
農事組合法人三重県酪農協産組合
三重県伊賀市上野丸之内39番地の142
農事組合法人古里花卉生産組合
三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区古里1032番地
農事組合法人馬瀬肉牛生産組合
三重県北牟婁郡紀北町海山区馬瀬299番地
農事組合法人紀州緑化生産組合
三重県尾鷲市南陽町１番13号
農事組合法人井戸暖地園芸組合
三重県熊野市井戸町201番地
農事組合法人熊野北ブロイラー組合
三重県熊野市五郷町桃崎483番地
農事組合法人熊野協和畜産組合
三重県熊野市木本町190番地
農事組合法人上川地区第１柑橘生産組合
三重県熊野市紀和町和気854番地
農事組合法人上川地区第２柑橘生産組合
三重県熊野市紀和町和気422番地
農事組合法人上川地区第３柑橘生産組合
三重県熊野市紀和町和気294番地
農事組合法人育生肉用牛生産組合
三重県熊野市育生町長井435番地の１
農事組合法人紀和町牛豚飼育組合
三重県熊野市紀和町板屋353番地の２
農事組合法人御浜地区市木柑橘生産組合
三重県南牟婁郡御浜町大字下市木2926番地

教示

⑴　聴聞通知が到達した農事組合法人の場合、この処分について訴訟により取消しを求めるときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この処分のあったことを知った日から６箇月以内に、三重県を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、この処分があったことを知った日から６箇月以内であっても、この処分の日から１年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

⑵　聴聞の通知を公示送達により行い、かつ、聴聞の期日に出頭がなかった農事組合法人については、これらの処分に不服があるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、三重県知事に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく異議申立てをすることができる。

⑶　⑵に該当する場合、この処分について訴訟により取消しを求めるときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この処分のあったことを知った日から６箇月以内に、三重県を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、この処分があったことを知った日から６箇月以内であっても、この処分の日から１年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。また、上記⑵の異議申立てをした場合には、当該異議申し立てに対する決定があったことを知った日から６箇月を経過したとき又は当該決定の日から１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができない。

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳・年齢50歳から80歳位の男性、身長167㎝

上記の者は、平成22年７月18日午後３時40分頃、さいたま市見沼区東大宮５丁目41番地19居酒屋おつかれさん店内において死亡しているところを発見されました。

引取人がいないため、火葬に付し、遺骨は保管してあります。

心当たりの方は、当市見沼区福祉課までお申し出ください。

平成22年８月27日

埼玉県　　さいたま市長　清水　勇人

公示送達

宇都宮都市計画事業宇都宮市鶴田第１土地区画整理事業において、下記の者に対する土地区画整理法第103条第１項の規定による換地処分の通知は、送付すべき場所が確知することができない、もしくは送付したが受領を拒まれたので、同法第133条第１項の規定により、当該書類の送付にかえてその内容を次のとおり公告する。

平成22年８月27日

栃木県宇都宮市旭１丁目１番５号
宇都宮都市計画事業
宇都宮市鶴田第１土地区画整理事業
施行者　宇都宮市
代表者　宇都宮市長　佐藤　栄一

１　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所　栃木県鹿沼市茂呂710番地15
氏名　小林　淳一
住所　栃木県宇都宮市鶴田町2178番地
氏名　髙橋　七雄

２　通知の内容

宇都宮都市計画事業宇都宮市鶴田第１土地区画整理事業において定められたあなたの関係事項は、別紙明細書および換地図のとおりです。

よって、土地区画整理法第103条第１項の規定により通知します。

教示

１　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に栃木県知事に審査請求することができます。（審査請求書の記載事項は行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）

２　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に宇都宮市を被告として（訴訟において宇都宮市を代表する者は宇都宮市長となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に宇都宮市を被告として（訴訟において宇都宮市を代表する者は宇都宮市長となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、換地明細書及び各筆各権利別清算金明細書、位置図、換地明細図は省略し、それらは宇都宮市旭１丁目１番５号にある宇都宮市役所前掲示場に掲示してあります。